

札幌市動物愛護管理センター
令和7年度 事業概要
(令和6年度統計)

札幌市 保健福祉局
保健所 動物愛護管理センター

- 目 次 -

第1章 動物愛護管理センターとは	1
1 組織・機構	1
2 施設概要	2
第2章 札幌市の動物愛護管理行政	3
1 札幌市動物愛護管理基本構想の策定	3
2 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の制定	3
3 札幌市動物愛護管理推進計画の策定	3
4 動物愛護管理行政を推進する体制整備	3
(1) 札幌市動物愛護管理推進協議会	3
(2) 札幌市動物愛護推進員	4
(3) 各ボランティア制度	4
(4) 動物愛護管理の推進に関する市民団体登録	4
(5) 連携協定	4
第3章 業務内容	5
1 動物の愛護と管理に関する業務	5
(1) 普及啓発事業	5
(2) どうぶつあいご教室、出前講座	5
(3) 愛犬といっしょの公園散歩講座	5
(4) 施設見学	5
(5) 動物愛護団体との共催による動物愛護管理啓発事業	6
(6) 動物愛護週間事業	6
(7) 啓発チラシの作成・配布等	7
(8) 市民相談対応	7
2 動物の引取り及び収容に関する業務	10
(1) 放れている犬の捕獲	10
(2) 所有者の判明しない犬・猫の引取り	10
(3) 飼い主からの犬・猫の引取り	10
(4) 負傷又は疾病にかかった飼い主不明のペット（負傷動物）の収容・治療	10
(5) 犬・猫の収容及び返還・譲渡等の状況	11
(6) 譲渡促進事業	11
(7) 動物情報交換支援事業（飼い主さがしノート）	13
(8) 多頭飼養の実態把握	13
(9) 災害対策	13

3 動物取扱業に関する業務	13
4 特定動物の飼養・保管許可に関する業務	14
5 人と動物の共通感染症等に関する業務	14
(1) 狂犬病予防業務	14
(2) エキノコックス症対策業務	16
6 その他の業務	16
(1) 死亡した動物の火葬	16
(2) マムシ対策業務	16
第4章 札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況.....	17
1 動物愛護精神の普及啓発に関する数値目標	17
(1) 動物愛護の精神が広まっていると思う人の割合	17
2 動物の適正管理・福祉向上に関する数値目標	17
(1) 犬の引取り数	17
(2) 猫の引取り数	18
(3) 犬による咬傷事故件数	18
(4) 犬に関する相談件数（不衛生）	18
(5) 犬に関する相談件数（放し飼い）	19
(6) 猫の苦情相談件数	19
3 動物愛護管理に関わる推進体制の整備に関する数値目標	20
(1) 犬の殺処分数	20
(2) 猫の収容中死亡数	20
第5章 資 料	21
1 業務関係統計	21
2 手数料等	25
(1) 札幌市証明等手数料条例	25
(2) 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例	25
(3) 札幌市狂犬病予防法施行細則	25
(4) その他の収入	26
3 札幌市動物愛護管理センターの歩み	27

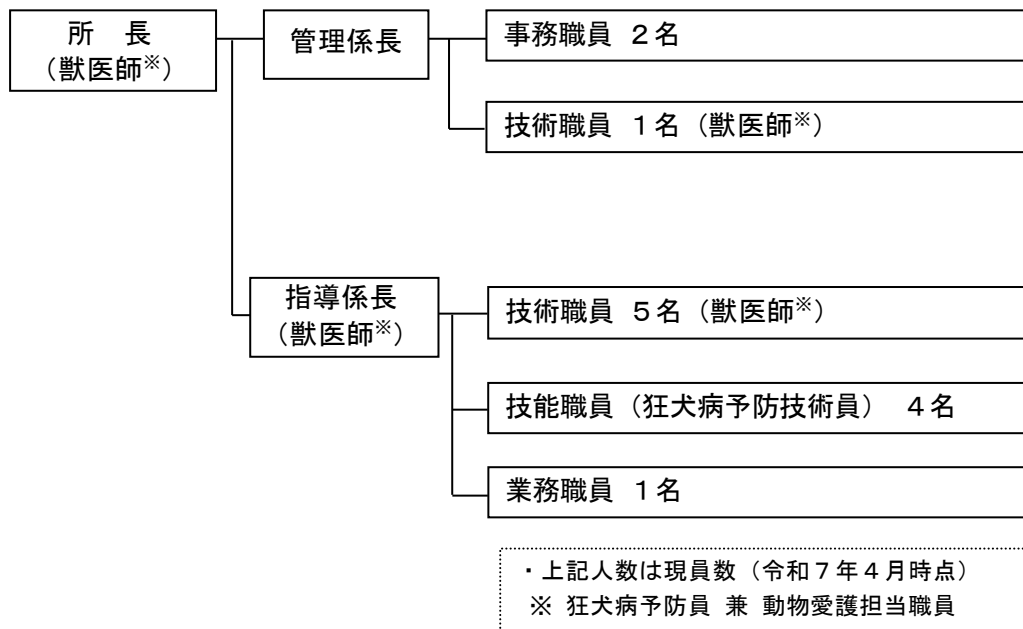
第 1 章 動物愛護管理センターとは

1 組織・機構

札幌市動物愛護管理センター（以下「センター」という。）は、「人と動物が共生する社会の実現～人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ～」を目標とし、『狂犬病予防法』『動物の愛護及び管理に関する法律』（以下『動物愛護管理法』という。）『札幌市動物の愛護及び管理に関する条例』（以下『動物愛護管理条例』という。）等の法令に基づいて、業務を行っています。

組織・機構は以下のとおりで、職員は獣医師である技術職員と動物の捕獲・収容を担当する技能職員を中心に構成されています。

札幌市保健福祉局 — 保健所 — 動物愛護管理センター



2 施設概要

動物愛護管理センター（あいまる さっぽろ）

【住所】札幌市中央区北 22 条西 15 丁目 3-6

【開設】令和 5 年 11 月 13 日

敷地面積 2,000 m²

延べ床面積 1,073 m²

1 階	629 m ²
2 階	371 m ²
車庫	73 m ²

【収容頭数】犬 15 頭

猫 88 匹 (成猫 56 匹、子猫 32 匹)



写真 1 センター外観



図 1 平面図

第2章 札幌市の動物愛護管理行政

1 札幌市動物愛護管理基本構想の策定

本市の動物愛護管理に関する基本的な考え方や取り組みの方向性を示す『札幌市動物愛護管理基本構想』（以下『基本構想』という。）を平成27年5月に策定しました。

『基本構想』では、「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げ、市民が動物を命あるものとして尊重することや、犬と猫の殺処分を減らし、最終的になくすための施策を推進しています。

2 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例の制定

平成28年3月、『基本構想』に基づき、行政、市民、動物取扱業者及び動物関係団体の役割を明確にするとともに、『基本構想』の基本施策を盛り込んだ『動物愛護管理条例』を制定し、同年10月に施行しました。

『動物愛護管理条例』では、動物の飼い主の遵守事項を拡充・強化する等、市の現状に合った規定を設けています。

3 札幌市動物愛護管理推進計画の策定

平成30年4月、『基本構想』に掲げる「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現に向けて、平成30年度から令和9年度までの10年間における実施計画として、『札幌市動物愛護推進計画』（以下『推進計画』という。）を策定しました。

この『推進計画』に基づいて、「動物愛護精神の涵養（かんよう）」、「動物の適正管理の推進」、「動物の福祉向上」を基本とした動物愛護管理に関する様々な取り組みを実施するとともに、センターの今後のあり方についても検討しています。

4 動物愛護管理行政を推進する体制整備

『推進計画』に基づく様々な取り組みを、市民や動物関係団体と連携・協働し、円滑に実施するための体制を整備しています。

(1) 札幌市動物愛護管理推進協議会（平成28年度設置）

『動物愛護管理条例』に基づき、動物の愛護及び管理に関する重要事項を審議する外部附属機関として「札幌市動物愛護推進協議会」を設置しています。

(2) 札幌市動物愛護推進員（平成 23 年度設置）

札幌市動物愛護推進員は『動物愛護管理法』に基づき本市が委嘱し、動物の愛護及び適正飼養の推進のため、知識や経験を生かし市内の各地域において積極的かつ自主的な活動を行っています。

(3) 各ボランティア制度

ア 札幌市動物愛護ボランティア（平成 30 年度設置）

市民と協働して『推進計画』で定める各取り組みを実施することを目的に、センターと協力しているボランティアです。

パネル展等の啓発イベントの補助を行う「啓発」、どうぶつあいご教室等の子ども向け事業の補助を行う「教育」、収容動物のトリミング等を行う「ケア」の 3 つの区分があります。

イ 保護ボランティア（平成 25 年度設置）

センターに収容された犬・猫について、新たに飼いたい方への橋渡しをしているボランティアです。

生まれた直後で授乳が必要な猫や、継続的なケアが必要な犬・猫の世話等の活動によって、多くの犬・猫の命がつながられています。

ウ 札幌市災害時動物救護ボランティア（平成 29 年度設置）

災害発生時に避難場所に同行避難したペットが必要とする物資の運搬や避難所における動物の世話の支援を行うボランティアです。

実際に、平成 30 年の北海道胆振東部地震の際は、帰宅困難となった避難者のペットの一時預かりを行いました。

(4) 動物愛護管理の推進に関する市民団体登録（平成 30 年度設置）

センターと連携・協働して動物愛護管理の推進に関する活動を行う市民団体を登録する制度を設置しています。

動物愛護管理に関する普及啓発等を登録団体と協働で実施するほか、多頭飼育問題等について連携して対応しています。

(5) 連携協定（平成 30 年度締結）

北海道大学大学院獣医学研究院獣医学部と相互に連携・協働し、それぞれの資源・機能を効果的に活用し、動物に関する愛護管理・教育研究活動の拡充を図ることにより、動物の福祉の推進並びにセンターと大学の機能の向上に寄与することを目的として連携協定を締結しています。

連携事業として、センター職員による獣医学部生向けの講義や、学生の施設見学の受入れ、大学におけるセンター収容動物の避妊・去勢手術、センター収容中や路上等の公共の場所で死亡した犬・猫の解剖検査等を行っています。

第3章 業務内容

1 動物の愛護と管理に関する業務

ペットに関する問題の解決には、飼い主がペットの飼い方に関する正しい知識を持つことや飼い主としての社会的責任を自覚することが欠かせません。社会全体としても、動物の愛護や適正飼養への関心が高まっており、ペットについて正しい知識を学ぶ機会が求められています。

センターでは、『動物愛護管理法』に基づき、様々な取り組みにより普及啓発に努めています。

(1) 普及啓発事業

センター内の多目的ホールを利用し、犬・猫を飼うにあたっての事前準備や飼うにあたっての心構えを学んでいただく講習会や、人と動物がより幸せに暮らすための知識やマナーを学んでいただく講習会等を定期的に行っています（第5章 表16「講習会等開催実績」）。

(2) どうぶつあいご教室、出前講座

幼児期の情操教育及び動物愛護精神の涵養（かんよう）等を目的とし、市内の保育園や幼稚園で、身近な動物との接し方や命の大切さについて学べる「どうぶつあいご教室」を開催しています（第5章 表16「講習会等開催実績」）。

また、小・中学生を主な対象として命の大切さや生き物への優しさ等を学べる「いのちの教室～人と動物が幸せに暮らせるまちをめざして～」を開催しています（第5章 表16「講習会等開催実績」）。

出前講座では、町内会・学校等の団体を対象に、ペットの適正飼養や地域における動物との係わり方等を学べる講習会を開催しています（第5章 表16「講習会等開催実績」）。

(3) 愛犬といっしょの公園散歩講座

公園を利用する飼い主のマナー向上に向けた普及啓発を目的に、「愛犬といっしょの公園散歩講座」を公益社団法人公園緑化協会と共催しています（写真2「公園散歩講座の様子」）。



写真2 公園散歩講座の様子

(4) 施設見学

獣医系大学やペット関連専門学校及び小・中学校等からの施設見学を受け入れています（第5章 表17「施設見学受入件数」）。

(5) 動物愛護団体との共催による動物愛護管理啓発事業

動物愛護団体と連携して、ペットの適正飼養や『動物愛護管理条例』の周知等を目的として、セミナー等を開催しています。

また、収容動物の譲渡促進を目的とし、合同譲渡会を共催しています。

(6) 動物愛護週間事業

『動物愛護管理法』では、広く市民に動物の愛護と適正な飼養管理についての関心と理解を深めてもらうため、毎年9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めており、この時期に普及啓発のための各種事業を実施しています。

ア イベントの開催

一般社団法人札幌市小動物獣医師会、北海道と共催でイベントを開催しています（写真3「人とペットの暮らしひろば」）。

イ 小動物慰霊の日

センターで火葬されたペットのため「小動物慰霊の日」を支所で行っており、毎年、多くの市民にご参加いただいています（写真4「小動物慰霊の日の献花台」）。

ウ どうぶつの本の世界

市内の図書館と連携し、動物関係の本やポスター等を展示するコーナーを設置しています。



写真3 人とペットの暮らしひろば



写真4 小動物慰霊の日の献花台

(7) 啓発チラシの作成・配布等

犬・猫の適正飼養等の啓発チラシを作成し、飼い方指導や各種の講習会、町内会の回覧、各イベント会場、施設見学の際に配布しています（図2「啓発チラシの例」）。



図2 啓発チラシの例

(8) 市民相談対応

ア 犬の適正飼養に関する普及啓発・指導

センターに寄せられる犬に関する相談の多くは、鳴き声、ふんの放置等の不衛生、放し飼いに関することです（表1「犬に関する相談件数」）。

センターでは、適正な犬の飼い方等について飼い主へ指導（第5章 表18「警告書・指導票による飼い主への指導件数」）を行っているほか、必要に応じ、市内全域のパトロールを実施しています。特に、公園や道路等、公共の場所においては、関係機関と協力して対応しています。

また、自治会や困っている市民に利用してもらえよう、犬の飼い主に注意を促すリーフレットや啓発プレート等の配布を行っています（図3「犬の啓発プレート」）。

表 1 犬に関する相談件数

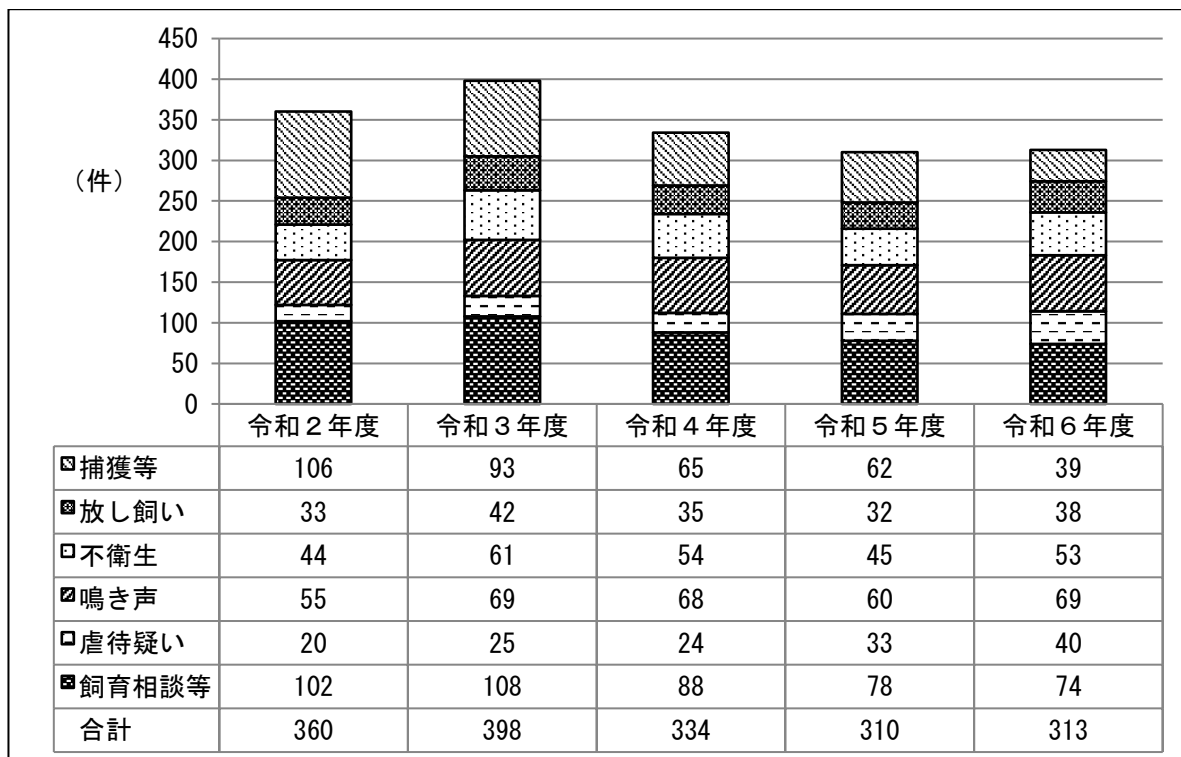


図 3 犬の啓発プレート
(平成 25 年度札幌市立大学デザイン学部制作)

イ 犬による咬傷事故の把握・再発防止

犬が人や他の動物を咬む事故（咬傷事故）が発生した場合、『動物愛護管理条例』により、加害犬の飼い主は事故の状況等について届け出るとともに、その犬を獣医師に検診させ、狂犬病にかかっていないことを示す診断書を提出しなければなりません。

また、咬まれた方又は咬まれた動物の飼い主も被害届を提出する必要があります。

センターでは、事故の経緯・原因等の聴取、飼い主に対する指導等を行い、咬傷事故の再発防止に努めるとともに、被害者には対応方法や診断結果について説明しています（第 5 章 表 19「咬傷事故探知件数」）。

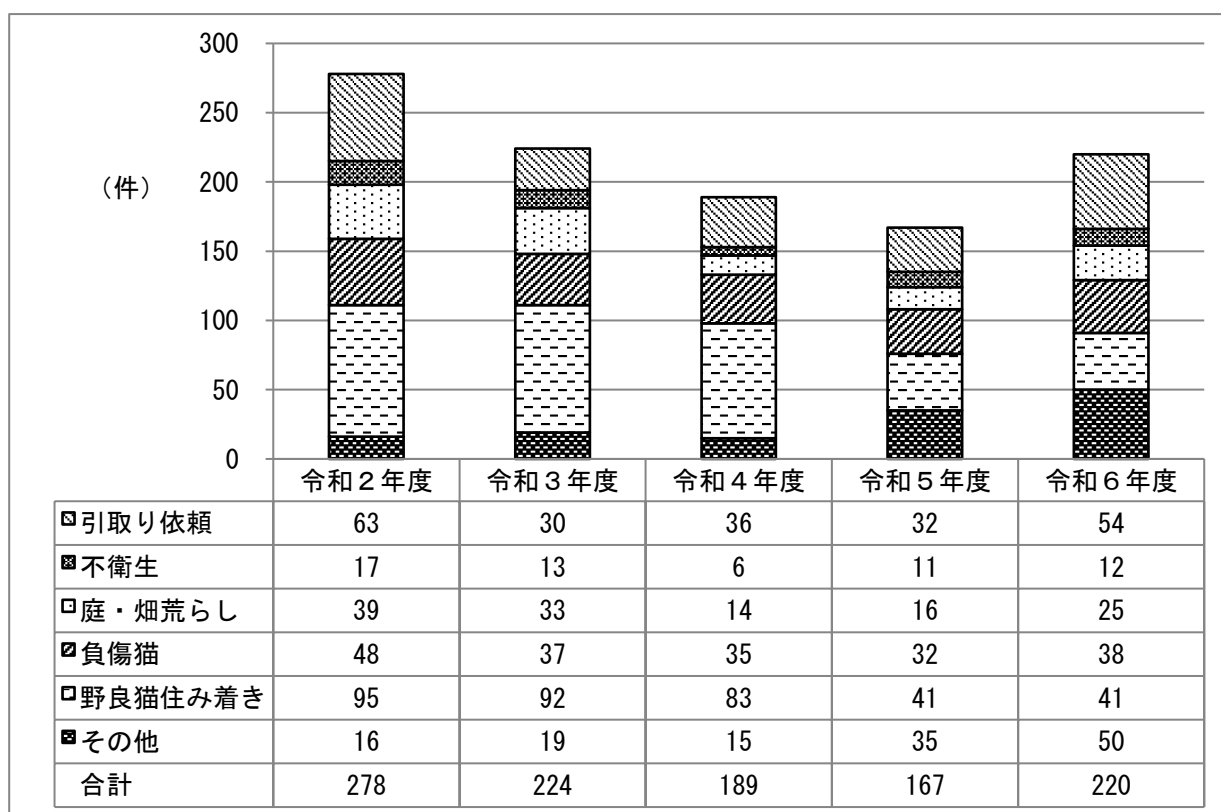
ウ 猫の適正飼養に関する普及啓発・指導

センターに寄せられる猫に関する相談の多くは、飼い主のいない猫の住み着きに関する事、庭を荒らされるといった被害、ふん尿等の不衛生に関する事とであり、ほとんどが野良猫や屋外で飼育されている猫に起因するものです（表2「猫に関する相談件数」）。

センターでは、猫の首輪に名札を付ける等による所有者の明示を飼い主に促すとともに、屋内飼養を推奨する指導を行っています。

また、飼い主のいない猫を増やさないために、無責任な野良猫への餌やりの防止や、必要に応じて飼い猫への避妊・去勢手術の実施等について啓発を行っています。

表2 猫に関する相談件数



2 動物の引取り及び収容に関する業務

『狂犬病予防法』や『動物愛護管理法』、『動物愛護管理条例』等に基づき、放れている犬の捕獲、飼い主からの犬・猫の引取り、負傷したペットの収容等の業務を行っています。

(1) 放れている犬の捕獲

飼い主の元から逃げてしまうなどして放れている犬については、『動物愛護管理条例』に基づいてセンターで捕獲し、収容しています（第5章 表20「犬の捕獲依頼等件数」）。

収容した犬については飼い主に返還するため、収容の翌日から5日間公示し、また、ホームページにも情報を掲載しています。

(2) 所有者の判明しない犬・猫の引取り

『動物愛護管理法』に基づき、市民等が保護した所有者の判明しない犬・猫の引取りを行っています。

(3) 飼い主からの犬・猫の引取り

『動物愛護管理法』に基づき、様々な事情により飼えなくなった犬・猫の引取りを行っています。

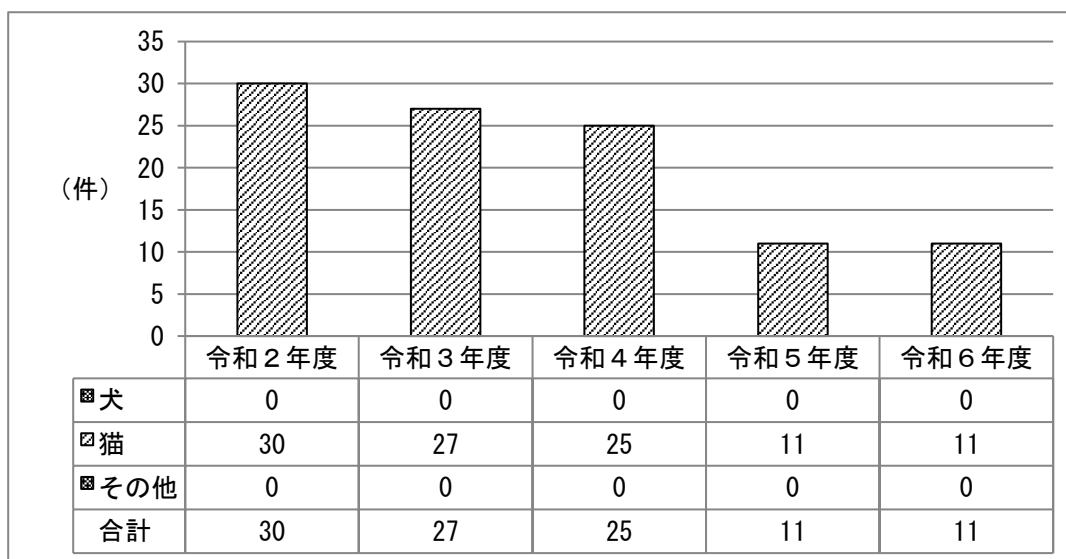
ただし、同法では、終生飼養の原則に鑑みて、犬・猫の所有者が引取りを求める相当の事由がなければ引取りを拒否できることとなっています。そのため、犬・猫の年齢や性格を理由とした引取りや、譲渡先を見つけるための取り組みを行っていない場合の引取りは行っておらず、飼養継続のための助言や、「飼い主さがしノート」を利用して新しい飼い主を探すよう指導する等、安易な飼養放棄が行われないよう努めています（(7) 動物情報交換支援事業（飼い主さがしノート））。

(4) 負傷又は疾病にかかった飼い主不明のペット（負傷動物）の収容・治療

『動物愛護管理法』に基づき、道路、公園、その他公共の場所において、負傷又は疾病にかかった飼い主不明のペット（負傷動物）の収容を行っており、夜間や休日等も対応しています。

なお、収容した負傷動物の応急処置等は、必要に応じてセンター又は本市が委託している動物病院で実施しています（表3「市内動物病院への負傷動物応急治療委託件数」）。

表3 市内動物病院への負傷動物応急治療委託件数



(5) 犬・猫の収容及び返還・譲渡等の状況

犬について、受入数・払出数ともに漸減傾向にあります（表4「犬の収容及び返還・譲渡等の状況」）。猫についても、受入数・払出数共に漸減傾向にありますが、令和4年度、令和5年度は不適正な多頭飼育を理由とした放棄が相次いだため、受入数が増加しました（表5「猫の収容及び返還・譲渡等の状況」）。

飼い主が見つからなかった迷子の犬・猫や、センターで引き取った犬・猫については、やむを得ない場合を除き殺処分は行わず、新たな飼い主への譲渡を積極的に行っています。

センターでは、これまでの取り組みの結果、犬は平成26年度以降、殺処分数0頭を続けています。猫については、負傷・疾病の回復の見込みがない個体に対する安楽殺等に留まっており、令和6年度の殺処分数は2匹のみでした。

なお、収容中の動物については、市内動物病院に定期往診を委託し、健康の維持管理・向上及び不妊手術の実施に努めています。

(6) 譲渡促進事業

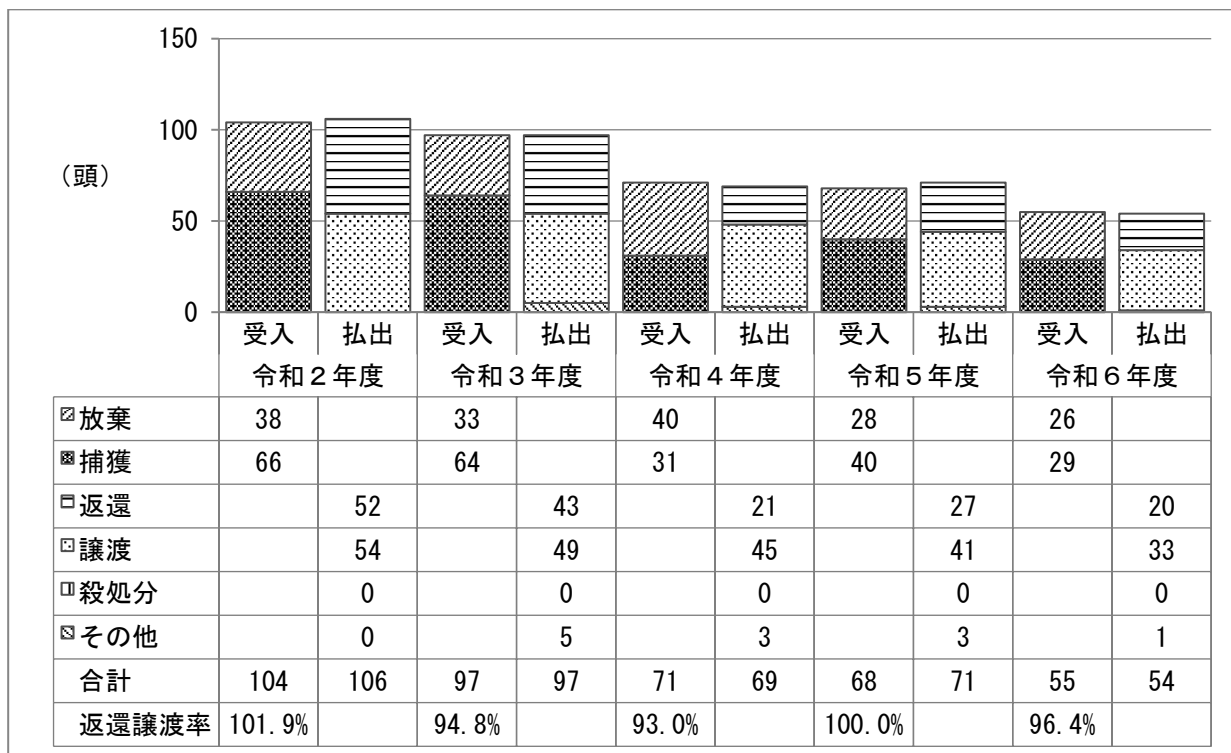
センターに収容された動物を譲渡につなげるために休日開庁の通年実施や公式Xでの情報発信を行っています（写真5「推し猫ポスト」）。

また、譲渡前面談を通じて譲渡希望者の飼養環境の把握等を行うことで、適正譲渡に向けた取り組みをしています。



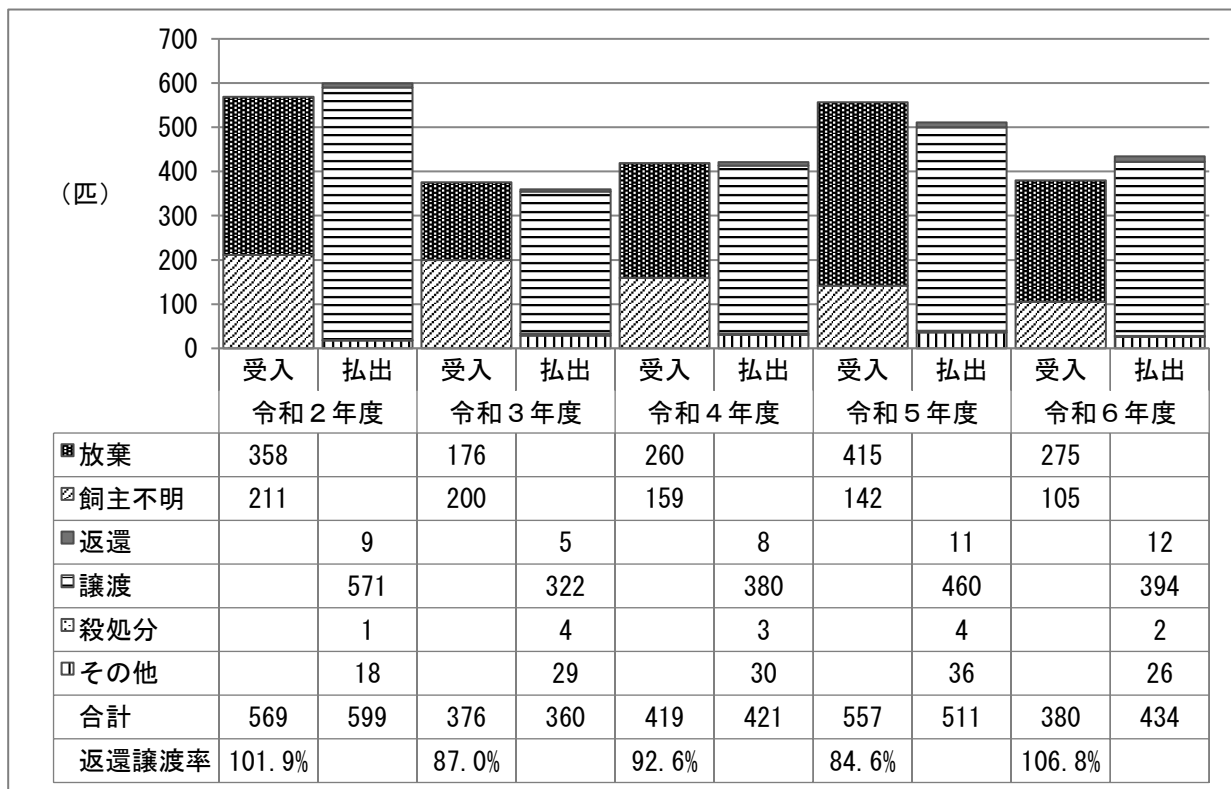
写真5 推し猫ポスト

表 4 犬の収容及び返還・譲渡等の状況



※ 年度繰り越し分を含むため、返還譲渡率は 100%を超える場合がある

表 5 猫の収容及び返還・譲渡等の状況



※ 年度繰り越し分を含むため、返還譲渡率は 100%を超える場合がある

(7) 動物情報交換支援事業（飼い主さがしノート）

飼っている動物を譲りたい方と、新たに動物を飼いたい方との情報交換を支援するため、譲りたい動物の情報を掲載した「飼い主さがしノート」を設置し、センター窓口やホームページで閲覧できるようにしています（第5章 表21「動物情報交換支援事業（飼い主さがしノート）実績」）。

なお、令和3年度からは犬・猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類についても掲載対象としています。

(8) 多頭飼養の実態把握

犬・猫（生後90日以内のものを除く）を合計10頭以上飼養する飼い主に対し『動物愛護管理条例』に基づく届出を求めることに加え、いわゆる「多頭飼育崩壊」を起こすことのないよう、必要に応じて助言や指導を行っています（第5章 表22「多頭飼養の届出件数」）。

(9) 災害対策

災害対策は飼い主による日ごろからのしつけや避難生活に向けた備えが最も重要であることから、センターでは「犬と猫の防災手帳」を制作し無料で配布しています。

また、本市主催の防災訓練等へ参加するなどして、市民への周知・啓発を図っています（図4「犬と猫の防災手帳」）。

なお、本市では、北海道や道内の中核市、公益社団法人北海道獣医師会、北海道愛玩動物協会と協定を結び、災害が発生した場合の救援体制等を整えています。



図4 犬と猫の防災手帳

3 動物取扱業に関する業務

『動物愛護管理法』に基づき、動物取扱業に関する登録事務を所掌しており、施設への立入検査を行い、飼養施設や飼養方法等についての確認・指導を行います（表23 立入検査の実施）。また、動物取扱責任者を対象とした研修会を開催し、遵守事項等について周知・指導しています。

なお、センターのホームページや窓口で、第一種動物取扱業施設の一覧を公開しています（第5章 表23「動物取扱業の登録状況」）。

4 特定動物の飼養・保管許可に関する業務

『動物愛護管理法』に基づき、人や財産に危害を加える恐れのある危険な動物（特定動物）の飼養及び保管に関する許可事務を所掌しており、施設への立ち入り検査を行い、飼養施設や飼養方法等についての確認を行うとともに、不適正な飼養を確認した場合は、指導を行っています（第5章 表24「特定動物の飼養許可数」）。

5 人と動物の共通感染症等に関する業務

人と動物の共通感染症は、狂犬病や高病原性鳥インフルエンザ等、世界中で200種類以上が知られています。

国内においてもペットのインコによるオウム病や爬虫類によるサルモネラ症等による多数の健康被害が発生しており、ペットブームの陰で感染症の脅威が増大しています。

センターでは、獣医師会等の関係機関や団体と情報交換や連携を図りながら、人と動物の感染を予防するとともに、まん延を防止するための予防対策事業や普及啓発事業等を行っています。

(1) 狂犬病予防業務

狂犬病は日本、英国、オーストラリア、ニュージーランド等の一部の国を除いて、全世界に分布しています。清浄国であった台湾においても、平成25年に野生のイタチアナグマの狂犬病の発生が確認されました。

また、令和2年には海外で犬に咬まれて感染した人が、日本に帰国後、狂犬病を発症して死亡する事例がありました。

このため、日本においても、対策の徹底が求められています（図5「厚生労働省作成ポスター」）。



図5 厚生労働省作成ポスター
（保健所、動物病院等に掲示）

ア 犬の登録及び狂犬病予防注射に関する普及啓発、指導

狂犬病発生の予防等を目的とした『狂犬病予防法』により、犬の所有者には犬の登録と、毎年4～6月の狂犬病予防注射が義務付けられています。

しかしながら、札幌市内における接種率は7割程度で、やや減少傾向にあり、さらなる普及啓発が必要です。

センターでは、登録されている犬の飼い主に対し、毎年4月に予防注射の案内を送付しているほか、「広報さっぽろ」やホームページ上で、犬の登録や狂犬病予防の重要性について啓発しています。

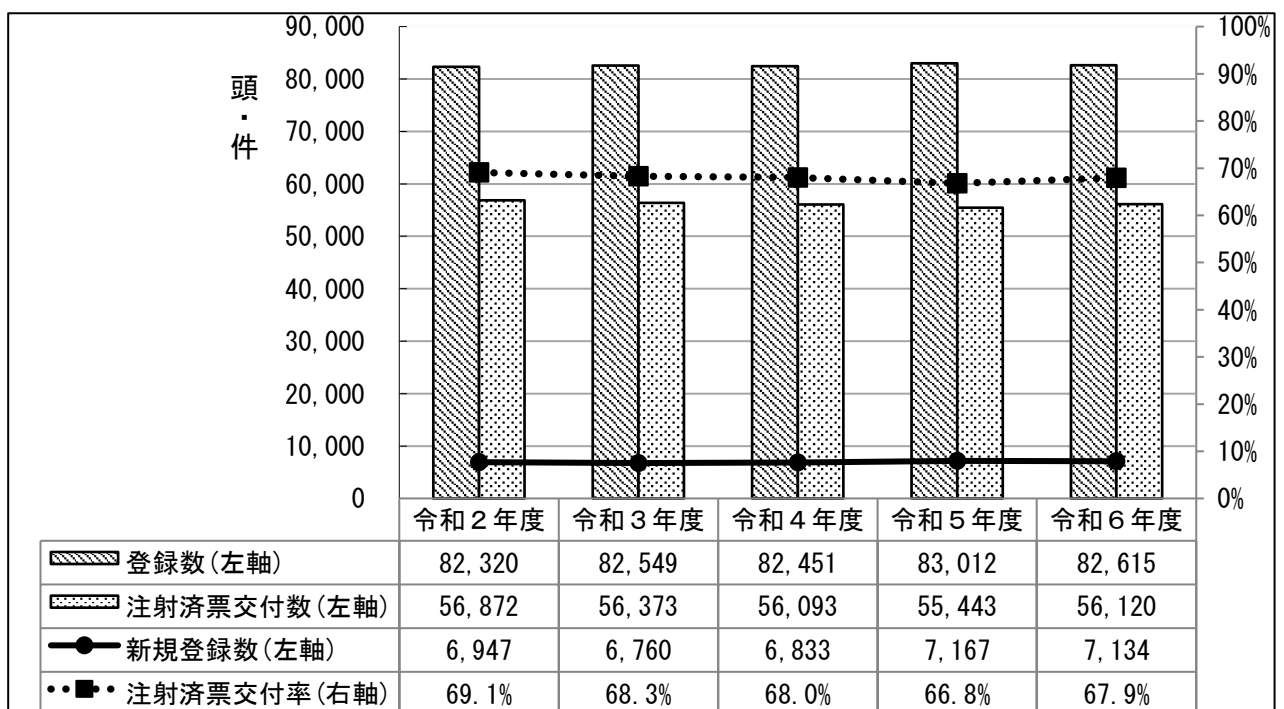
また、狂犬病予防注射の大切さについて広く周知するため、公益社団法人北海道獣医師会や北海道と共催で、普及啓発イベント「知っていますか、予防していますか？狂犬病」を、毎年春に札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）で開催しています。

イ 犬の登録及び鑑札・狂犬病予防注射済票の交付等

センターでは、犬の登録、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等に関する業務を行っています。

なお、犬の鑑札や狂犬病予防注射済票の交付については、センターのほか、保健所、各区保健センター、市内の多くの委託動物病院でも手続きが可能となっています。

表6 犬の登録頭数・狂犬病予防注射数



(2) エキノコックス症対策業務

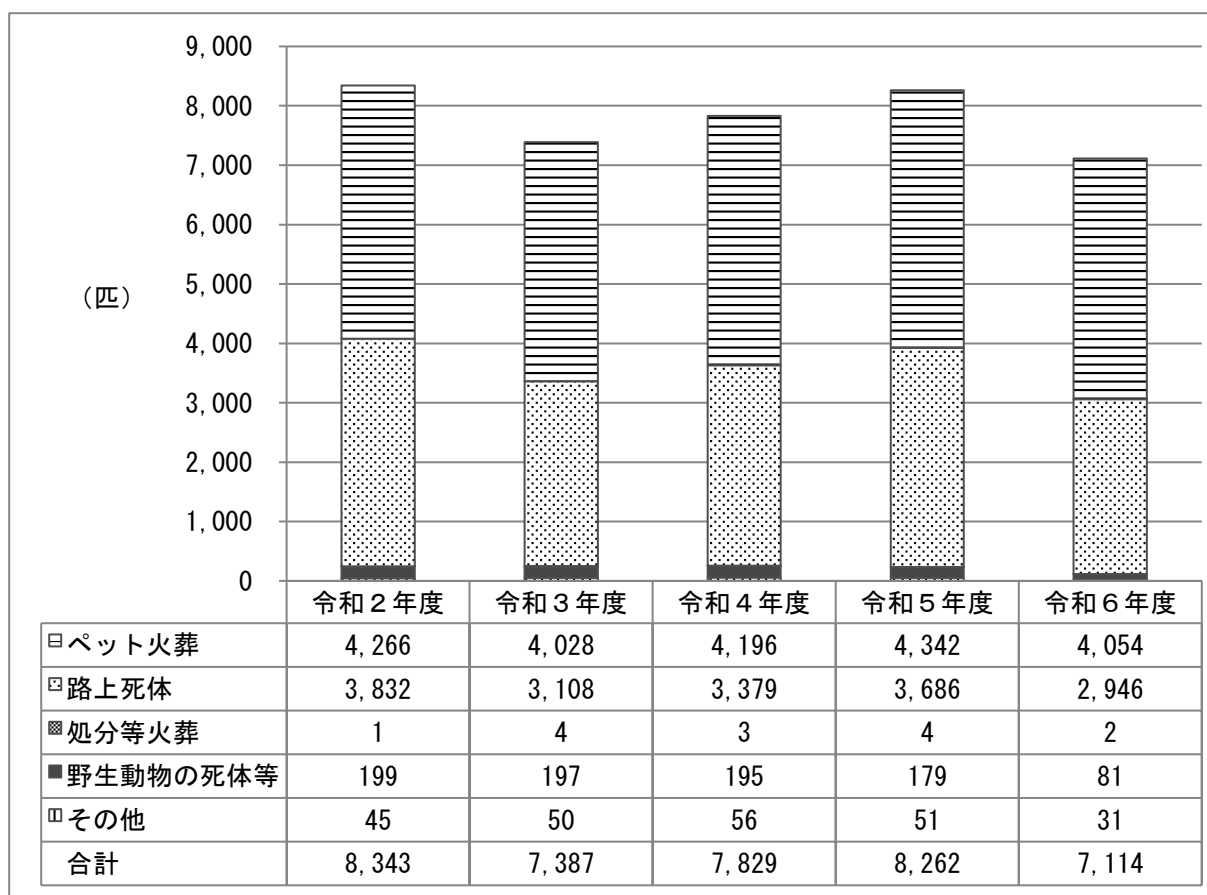
エキノコックスの媒介動物であるキツネの、市内における感染及びまん延状況を把握することを目的として、『札幌市エキノコックス症対策実施要領』に基づき、市内で回収されたキツネの死体を検体として北海道立衛生研究所に提供しています。

6 その他の業務

(1) 死亡した動物の火葬

市民のペットを有料で火葬しているほか、路上等の公共の場所で死亡していた動物も火葬しています（表7「動物火葬件数」）。

表7 動物火葬件数



(2) マムシ対策業務

住宅地にマムシが現れ、市民に危害を及ぼす恐れのある場合は、『札幌市マムシ対策要領』に基づき、駆除を行っています（第5章 表25「マムシ捕獲件数」）。

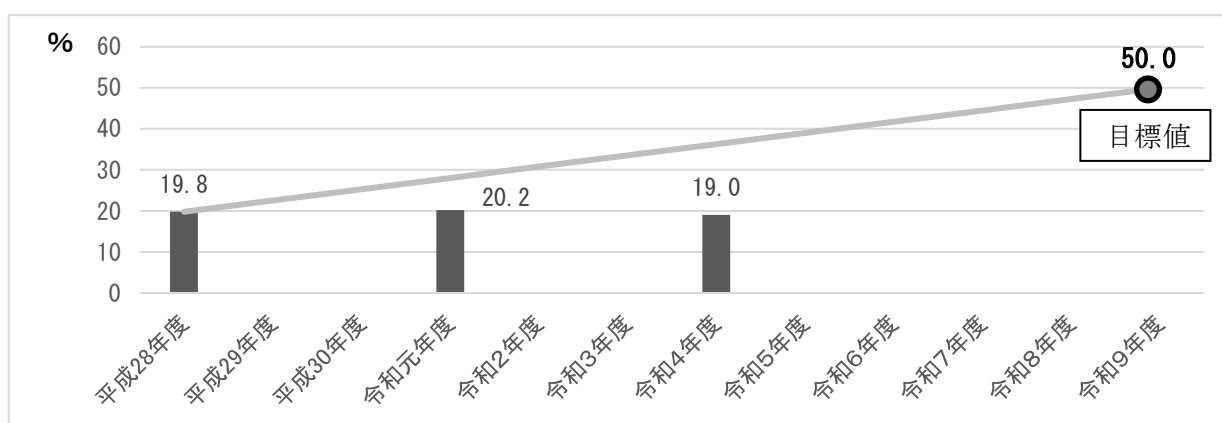
第4章 札幌市動物愛護管理推進計画の進捗状況

平成30年4月に策定した『推進計画』では、施策の効果を判定するための指標として、以下の事項について数値目標を設置し、達成を目指しています。

1 動物愛護精神の普及啓発に関する数値目標

(1) 表8 動物愛護の精神が広まっていると思う人の割合

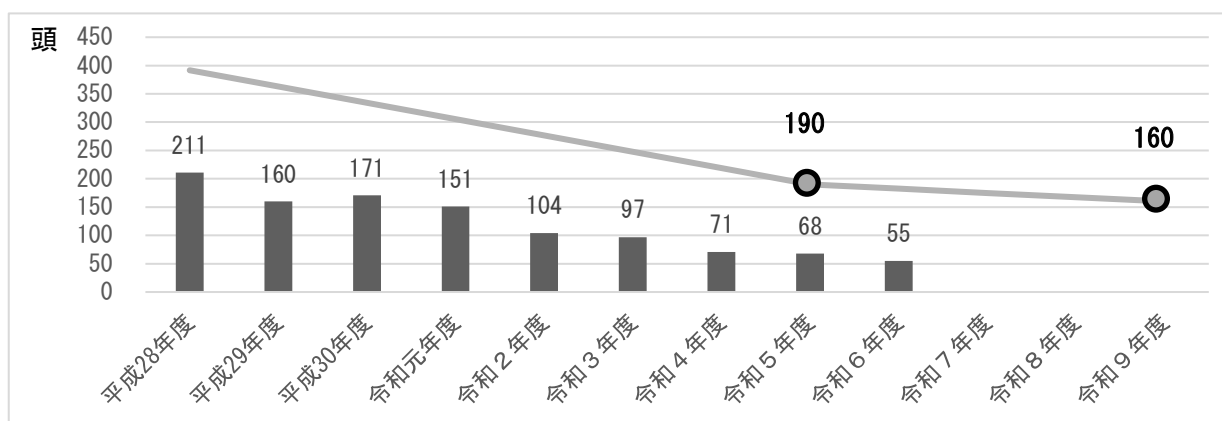
目標値：50%以上



2 動物の適正管理・福祉向上に関する数値目標

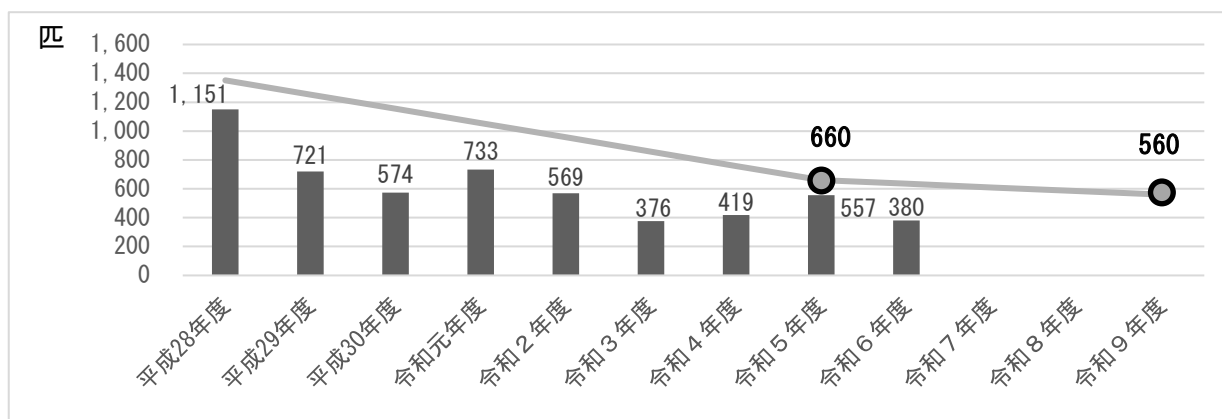
(1) 表9 犬の引取り数

目標値：190頭以下（令和5年度）、160頭以下（令和9年度）



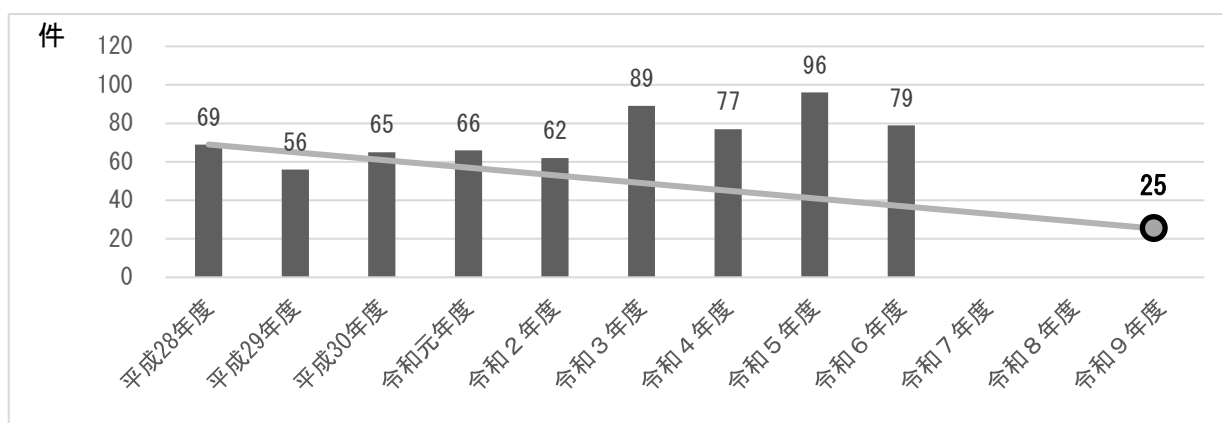
(2) 表 10 猫の引取り数

目標値：660 匹以下（令和 5 年度）、560 匹以下（令和 9 年度）



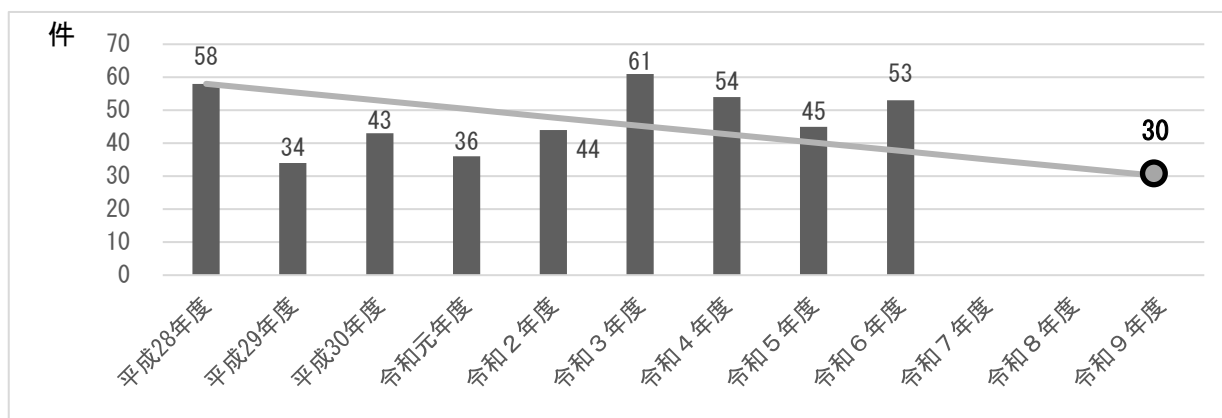
(3) 表 11 犬による咬傷事故件数

目標値：25 件以下



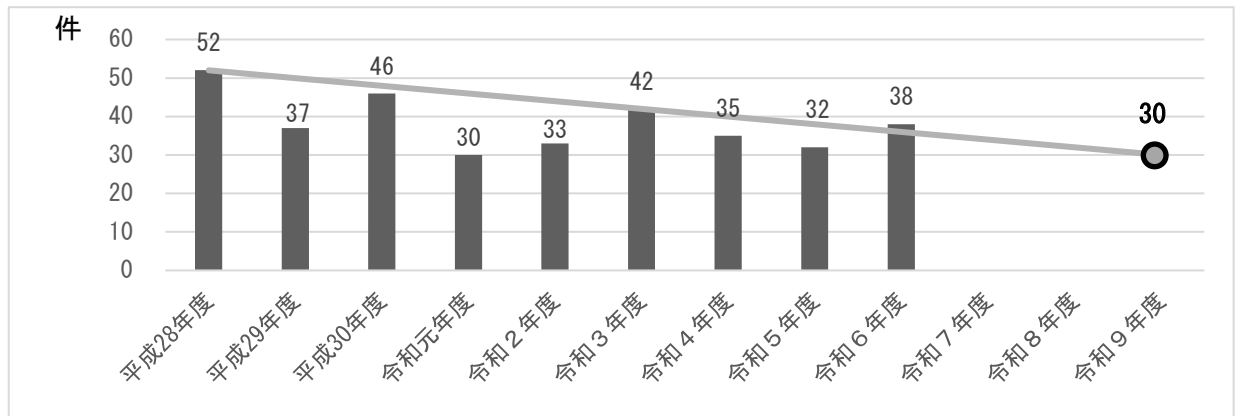
(4) 表 12 犬に関する相談件数（不衛生）

目標値：30 件以下



(5) 表 13 犬に関する相談件数（放し飼い）

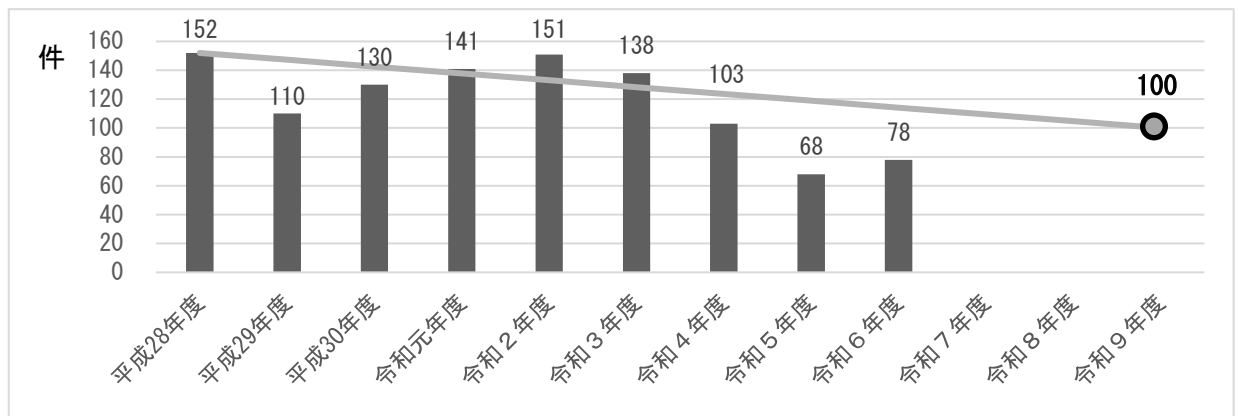
目標値：30 件以下



(6) 表 14 猫の苦情相談件数（不衛生、庭・畑荒らし）

；令和2年度より野良猫の住み着きも計上

目標値：100 件以下



3 動物愛護管理に関わる推進体制の整備に関する数値目標

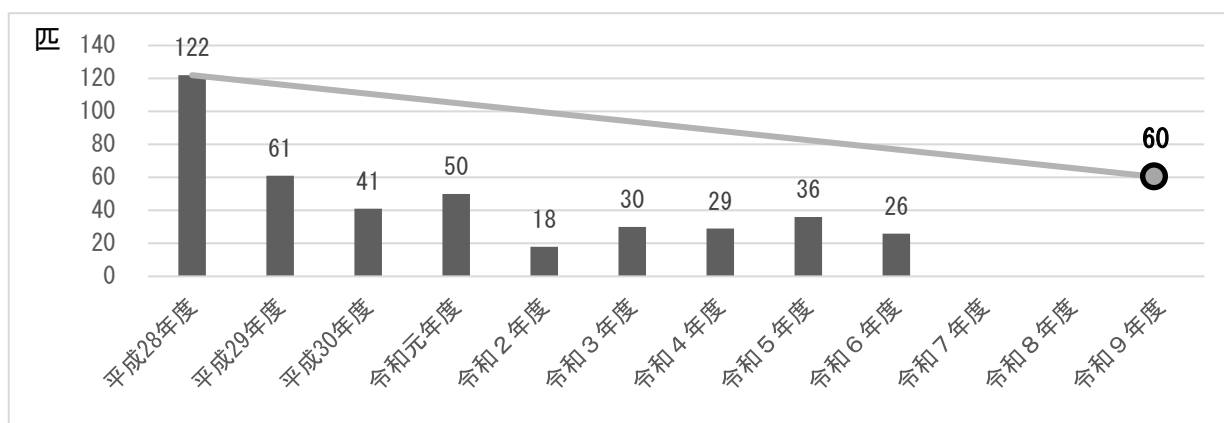
(1) 犬の殺処分数（目標値：0頭）

平成26年度以降、殺処分数0頭を継続しています。

※ 猫については、『推進計画』で数値目標を設定していませんが、負傷・疾病の回復の見込みがない猫に対する安楽殺や、他の動物への感染症まん延防止の目的のやむを得ない理由の殺処分のみに留まっています。

(2) 表15 猫の収容中死亡数

目標値：60匹以下



第5章 資料

1 業務関係統計

表 16 講習会等開催実績

●センター内開催

年 度	令和5年度	令和6年度
開催施設数	13	19
参加者数	371	852

※ 旧「動物管理センター」には大人数を収容できるホールがなく比較できないため、令和4年度以前の件数等については不掲載

●どうぶつあいご教室

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催施設数	0	3	0	27	20
参加者数	0	68	0	992	606

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和3年度は一部を、令和2年度及び4年度は全部を中止

●出前講座（①いのちの教室 ②ペットの災害対策）

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①	実施数	2	1	3	6	4
	参加者数	60	40	359	239	111
②	実施数	0	0	1	0	2
	参加者数	0	0	14	0	16

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2～4年度は一部中止又は規模を縮小して実施

表 17 施設見学受入件数

年 度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
団体見学 (学生等)	団体数	参加人数	団体数	参加人数	団体数	参加人数	団体数	参加人数	団体数	参加人数
	7	60	5	82	8	360	27	844	11	664
一般見学等 (人)	2,470		1,659		1,724		3,831		3,889	
見学者数計 (人)	2,530		1,741		2,084		4,675		4,553	

表 18 警告書・指導票による飼い主への指導件数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
警告書交付件数	89	97	93	118	115

表 19 咬傷事故探知件数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
探知件数	62	89	77	96	79

表 20 犬の捕獲依頼等件数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲依頼等件数	102	93	65	62	39
収容数	66	64	31	40	29

表 21 動物情報交換支援事業（飼い主さがしノート）実績

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	情報掲載数	53	36	28	46	42
	飼い主決定数	36	25	17	24	17
	飼い主決定率	67.9%	69.4%	60.7%	52.2%	40.5%
猫	情報掲載数	78	100	99	117	83
	飼い主決定数	29	40	30	16	16
	飼い主決定率	37.2%	40.0%	30.3%	13.7%	19.3%
その他	情報掲載数	－	13	8	8	6
	飼い主決定数	－	9	10	4	2
	飼い主決定率	－	69.2%	125.0%	50.0%	33.3%
情報閲覧登録者数		157	167	123	100	89

※ 令和3年度から犬・猫以外の哺乳類・鳥類・爬虫類についても掲載対象とした

※ 年度繰り越し分を含むため、飼い主決定率は100%を超える場合がある

表 22 多頭飼養の届出件数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出件数	56	64	67	62	70

表 23 動物取扱業の登録状況

●第一種動物取扱業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
販売	306	310	312	321	316
保管	425	433	426	437	442
貸出し	10	11	13	12	11
訓練	54	57	54	55	57
展示	50	47	47	46	50
競りあっせん	2	3	3	3	1
譲受飼養	4	4	7	7	8
登録数 計	852	865	862	881	885
施設数 計	684	688	684	694	701

●第二種動物取扱業

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
譲渡し	25	29	41	46	48
保管	12	12	14	15	16
貸出し	5	5	5	5	6
訓練	2	2	2	2	2
展示	7	7	8	9	10
届出数 計	51	55	70	77	82
施設数 計	27	32	42	55	59

●動物取扱業者への立入検査の実施

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規立入	72	94	77
変更立入	33	11	11
更新立入	131	104	62
苦情立入	27	23	25
定期立入等	2	10	142
合 計	265	242	317

※ 令和3年度以前は未集計。

※ 令和6年より、5年間で1回以上の定期立入を行なうこととした。

表 24 特定動物の飼養許可数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人	17	14	13	12	10
法人	33	34	35	31	29
教育機関等	1	1	1	1	1
動物園	35	35	36	35	33
許可数 計	86	84	85	79	73
施設数 計	21	20	20	18	18

表 25 マムシ捕獲件数

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲件数	9	6	3	2	6

2 手数料等

(1) 札幌市証明等手数料条例

項目	手数料の額
ア 狂犬病予防法の規定に基づく犬の登録	3,200 円
イ 狂犬病予防法の規定に基づく狂犬病予防注射済票の交付	700 円
ウ 狂犬病予防法施行令の規定に基づく犬の鑑札の再交付（鑑札の引換交付の場合を除く。）	1,800 円
エ 狂犬病予防法施行令の規定に基づく狂犬病予防注射済票の再交付	400 円

(2) 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（令和 7 年 4 月 1 日一部改定）

区分	手数料の額
ア 動物愛護管理法第 10 条第 1 項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録	15,000 円
イ 法第 13 条第 1 項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新	10,500 円
ウ 法第 26 条第 1 項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管に係る許可	20,000 円
エ 法第 10 条第 1 項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録に係る登録証又は法第 26 条第 1 項の規定に基づく特定動物の飼養若しくは保管の許可に係る許可証の再交付	1,100 円
オ 法第 28 条第 1 項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管に係る許可事項の変更の許可	14,000 円
カ 法第 35 条第 1 項の規定による犬又は猫の引取り	2,300 円
キ 第 19 条第 1 項の規定により捕獲させた飼い主のいる犬、法第 35 条第 3 項の規定により引き取った犬又は法第 36 条第 2 項の規定により収容した犬の返還	6,500 円 +450 円／日
ク 法第 35 条第 3 項の規定により引き取った猫又は法第 36 条第 2 項の規定により収容した猫の返還	4,300 円 +300 円／日

(3) 札幌市狂犬病予防法施行細則

区分	手数料の額
ア 狂犬病予防注射の費用	2,490 円
イ 抑留犬の飼養管理費用	450 円
ウ 抑留犬の返還費用	6,500 円

(4) その他の収入

ア 動物の火葬料（令和7年4月1日改定）

動物の種類 〔 表中に該当しない動物については、 体型等により下記料金単価を準用する 〕	料金
犬、猫、タヌキ、キツネ、アライグマ	6,000 円
ウサギ、猿	4,000 円
ニワトリ、アヒル、ハト、ヘビ、トカゲ、 フェレット、カラス、プレーリードッグ、 トンビ、カモ、キジ、イタチ、ミンク、 テン、イグアナ、ヤモリ	2,000 円
小鳥、ハムスター、カメ、モルモット、 ネズミ、リス、3ヶ月未満の哺乳類（羊や豚 などの家畜種を除く）、ハリネズミ、 モモンガ、チンチラ、サンショウウオ、 イモリ、カエル、動物の遺骨の埋葬	1,000 円
その他（牛、馬、豚、山羊、めん羊等）	（＊）

＊ 1頭につき15kgまで6,000円、5kg増すごとに2,000円加算する
（5kg未満の端数があるときは、これを切り捨てる）

イ 犬・猫の引取り費用（令和7年4月1日改定）

単位	料金
1頭につき	2,300 円

ウ 戸口引取り費用（平成12年4月1日改定）

単位	料金
1回につき	2,100 円

※ 飼えなくなった犬・猫を飼い主宅等まで出向いて引取る際に徴収する費用

3 札幌市動物愛護管理センターの歩み

昭和 46 年	4 月	「札幌市環境衛生事業所」開設(公衆衛生部所属) 畜犬対策係、消毒係の 2 係、25 名で業務開始
	6 月	「草刈対策業務」開始(平成 14 年 4 月区に移管)
	8 月	「湯水対策業務」開始(昭和 60 年 4 月廃止)
昭和 47 年	3 月	『札幌市畜犬取締り及び野犬掃とう条例』施行
	4 月	係の名称変更(事業係、事務係)
昭和 48 年	4 月	「福移支所」開設
昭和 49 年	4 月	『動物の保護及び管理に関する法律』施行
	〃	3 係体制(事務係、業務係、福移支所)
昭和 51 年	12 月	福移支所に炭酸ガス殺処分機設置
昭和 55 年	5 月	食品パトロール係新設、事務係廃止
	10 月	『北海道危険動物飼養規制条例』施行
昭和 56 年	8 月	「畜犬不妊(去勢)手術費助成事業」開始(昭和 62 年 3 月廃止)
昭和 57 年	4 月	「畜犬不妊(避妊)手術費助成事業」開始(昭和 62 年 3 月廃止)
昭和 58 年	4 月	機構改革により衛生管理部に所属替
	〃	係の名称変更(業務係が管理係となる)
	5 月	食品パトロール係を廃止し、衛生管理部環境食品課へ統合
	9 月	北海道動物愛護フェスティバル実施(総理府、北海道共催)
昭和 59 年	5 月	「子犬・子猫の里親さがし事業」開始(平成 20 年 9 月廃止)
昭和 60 年	12 月	庁舎改築(処置室等整備)
昭和 61 年	4 月	「札幌市動物管理センター」に名称変更
	〃	福移支所の係体制を廃止し、本所に指導係設置
	〃	福移支所業務の一部を民間委託
	〃	畜犬台帳の電算化
	5 月	「伝染病患者収容業務」を保健所へ移管
	6 月	「草刈り機整備業務」民間委託
昭和 62 年	4 月	「マムシ対策業務」開始
平成元年	4 月	機構改革により環境管理部所属
	9 月	「猫不妊(避妊)手術費助成事業」開始(平成 7 年 3 月廃止)

平成 5 年	7 月	「動物ふれあい教室事業」開始
平成 7 年	4 月	『狂犬病予防法』改正施行(一生涯一回登録)
	6 月	機構改革により生活衛生部に所属替
平成 10 年	4 月	衛生局と民生局が統合され保健福祉局を設置
平成 12 年	12 月	『動物の愛護及び管理に関する法律』改正施行
	〃	福移支所の建替え及び周辺整備事業の工事着工
平成 13 年	4 月	指導担当課長配置(指導係長事務取扱)
	12 月	福移支所使用開始
平成 14 年	2 月	旧福移支所解体
平成 15 年	4 月	『札幌市と畜場法施行条例』施行
	〃	犬・猫の研究用分譲を廃止
	〃	動物管理センターのＨＰ開設
	8 月	『札幌市と畜場法施行条例』改正施行
平成 16 年	4 月	動物病院における負傷ペットの応急的治療の開始
	9 月	「第 1 回動物愛護フェスティバル」(一般社団法人札幌市小動物獣医師会主催)の後援(動物愛護週間事業)
平成 17 年	5 月	野外狂犬病予防注射(集合注射)の廃止
	9 月	「第 2 回動物愛護フェスティバル」開催(一般社団法人札幌市小動物獣医師会と共催。以後、令和元年度まで毎年開催)
平成 18 年	6 月	『動物の愛護及び管理に関する法律』改正施行 (動物取扱業登録・特定動物飼養許可に係る事務開始)
	〃	「動物ふれあい教室」を「動物愛護教室」に変更
平成 20 年	4 月	機構改革により保健所に所属替
平成 21 年	5 月	「犬・猫情報交換支援事業(犬・猫飼い主さがしノート)」開始
平成 22 年	1 月	「犬・猫飼い方教室事業」開始(平成 26 年 3 月廃止)
平成 23 年	9 月	「動物愛護推進員制度」開始
平成 24 年	5 月	福移支所土曜開庁試行実施(5～10 月、第 2 土曜日)
平成 25 年	4 月	「土曜開庁(4～11 月、第 2・4 土曜日)」開始
	9 月	『動物の愛護及び管理に関する法律』改正施行

平成 26 年	2 月	「札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会」設置
	4 月	「ボランティア譲渡制度」開始
	6 月	「公園散歩講座事業」開始 (公益社団法人札幌市公園緑化協会、北海道愛玩動物協会と共催)
	9 月	「リードをつないで楽しくお散歩キャンペーン」開始
	11 月	札幌市動物愛護管理のあり方検討会、提言書を市長に手交
平成 27 年	5 月	『札幌市動物愛護管理基本構想』策定
	6 月	札幌市議会において「札幌市動物愛護センター新設に関する陳情」受理
平成 28 年	2 月	札幌市議会において「札幌市動物愛護センター新設に関する陳情」採択
	4 月	「札幌市動物愛護管理推進協議会」設置
	9 月	「第 1 回人とペットの暮らし広場」開催 (動物愛護フェスティバルから改称)
	10 月	『札幌市動物の愛護及び管理に関する条例』施行
平成 29 年	5 月	「第 1 回狂犬病予防啓発イベント」開催 (北海道、公益社団法人北海道獣医師会と共催、以後令和元年度まで毎年開催)
	6 月	環境犯罪対策推進連絡会議に参加
	9 月	「災害時動物救護ボランティア制度」開始
平成 30 年	4 月	『札幌市動物愛護管理推進計画』策定
	5 月	「犬と猫の防災手帳」作成
	8 月	北海道大学大学院獣医学研究院獣医学部と連携協定の締結
平成 31 年	3 月	「動物愛護ボランティア制度」開始
	〃	「動物愛護管理の推進に関する市民団体登録制度」開始
	〃	「リードをつないで楽しくお散歩キャンペーン」を「犬のお散歩マナー向上キャンペーン」に改称
令和 2 年	6 月	「札幌市飼い主のいない猫への対応ガイドライン」策定
令和 3 年	4 月	「犬・猫飼い主さがしノート」の掲載対象を犬・猫以外の哺乳類、鳥類、爬虫類にも拡充し、名称を「飼い主さがしノート」に改定
令和 4 年	10 月	仮称)動物愛護センター工事着工(中央区北 22 条西 15 丁目へ移転)

令和5年	9月	仮称)動物愛護センター竣工
	11月	同センター供用開始
	〃	名称を「動物愛護管理センター」、愛称を「あいまる さっぽろ」と決定・使用開始
	〃	動物愛護管理センター福移支所の窓口業務・動物収容業務終了
	12月	動物管理センター八軒本所解体

令和6年	4月	土曜開庁を「夏秋季のみ」から「通年」開催に変更
	6月	愛称「あいまる さっぽろ」の商標登録(特許庁)
	8月	収容動物の譲渡に係る「トライアル制度」開始
	10月	グッドデザイン賞受賞(公益財団法人日本デザイン振興会)
	〃	ウッドデザイン賞(ライフスタイルデザイン部門)受賞 (一般社団法人日本ウッドデザイン協会)
	11月	動物愛護管理センター開所1周年記念4愛護団体合同譲渡会 開催

SAPPORO

札幌市動物愛護管理センター 令和 7 年度 事業概要（令和 6 年度統計）

令和 7 年 9 月 発行

札幌市動物愛護管理センター

〒060-0022 札幌市中央区北 22 条西 15 丁目 3 番 6 号

電話 011-736-6134

FAX 011-736-6137



さっぽろ市
R7-1-1150
1-F06-25-1838